ハ　専用の次に掲げる室を設けること。

(1)　前条第三号に掲げる室

(2)　ケージ

ニ　前条第四号に掲げる室を設けること。

ホ　正確な時計又は時刻を表示する設備を顧客が明確に視認できるよう配置すること。

ヘ　次の表の上欄に掲げる部分にあっては、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものであること。

専らカジノ行為の用に供されるものとして前条に規定する部分以外の部分	一　壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること。 二　カジノ行為に使用されるテーブルその他のカジノ行為に係る設備がカジノ行為の公正性を確保するため適切に配置されていること。 三　カジノ行為に使用されているトランプ、さいころその他の非電磁的カジノ関連機器等並びに電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム及びクライアントサーバゲームシステム（別表第三の第十を除き、以下「電子ゲームシステム等」という。）に表示された内容を判別することができる機能を有する監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分を適切に監視できること。
ケージ	一　壁、柱、床及び天井が適切な強度を有するものであること。 二　ケージの出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。 三　顧客と相対する部分にあっては、人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。 四　監視設備を設けることによりケージの状況を適切に監視できること。
バウチャー払戻機を設ける部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。
専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分	一　監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。 二　客席を設けて法第二条第十一項第一号に掲げる業務を行う場合にあっては、次によること。 イ　当該客席を設ける部分の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 ロ　当該客席を設ける部分の出入口に施錠できる設備を設けないこと。
通路、階段（その踊場を含む。）、エレベーター、エレベーターホール及びエスカレーターその他の専ら通行の用に供される部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。
右に掲げる部分以外の部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分（便所その他監視設備を設けることが適切でない部分を除く。）の状況を適切に監視できること。

八　第一号から第六号までに定めるもののほか、本人確認区画にあっては、次によること。

イ　壁、柵その他の区画物又は区画線により本人確認区画の範囲を明示すること。

ロ　入場者を整理するため適切な広さであること。

ハ　カジノ行為区画と隣接する部分にあっては、次によること。

(1)　カジノ行為区画内に人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。

(2)　カジノ行為区画に入場しようとする入場者とカジノ行為区画から退場しようとする入場者とを整理するため適切なものであること。

ニ　監視設備を設けることにより本人確認区画の状況を適切に監視できること。

ホ　正確な時計又は時刻を表示する設備を顧客が明確に視認できるよう配置すること。

ヘ　通常想定される入場者数に応じて、本人確認及び法第百七十八条第一項の徴収を行うために適切な設備を設けること。

九　第一号から第六号までに定めるもののほか、法第二条第十項第三号に掲げる区画にあっては、次によること。

イ　専用の次に掲げる室を設けること。

(1)　カジノ行為粗収益の集計を行うための室（ホの表において「カウントルーム」という。）

(2)　テーブルゲーム用チップ及び現金の保管を行うための室（ホの表において「チップ等保管庫」という。）

(3)　カジノ関連機器等の保管を行うための室（ホの表において「カジノ関連機器等保管庫」という。）

(4)　カジノ事業者が監視及び警備の業務を行うための室（ホの表において「監視警備室」という。）

(5)　カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うための室（ホの表において「カジノ管理委員会専用室」という。）

ロ　イに掲げる部分及びへに掲げる室の壁、柱、床及び天井は、その室の用途に応じて適切な強度を有するものであること。

ハ　当該区画の出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。

ニ　イに掲げる部分及びへに掲げる室の出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。

ホ　次の表の上欄に掲げる部分にあっては、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものであること。

カウントルーム	監視設備を設けることによりカウントルームの状況を適切に監視できること。
チップ等保管庫	一　チップ及び現金を安全に保管するために必要な設備を備えていること。 二　監視設備を設けることによりチップ等保管庫の状況を適切に監視できること。
カジノ関連機器等保管庫	一　電子ゲームシステム等及びトランプその他保管するカジノ関連機器等を安全に保管するために必要な設備を備えていること。 二　監視設備を設けることによりカジノ関連機器等保管庫の状況を適切に監視できること。
監視警備室	一　非常用電源設備の設置その他の方法により、監視その他の業務において必要な機能を維持するための措置を講ずること。 二　カジノ施設内に設けられる監視設備の記録の保存の方法に応じて適切に録画及び再生を行うことができる設備を設けること。